

参考資料

- 1 学習指導要領における「環境に関する教育」に関わる主な内容
- 2 山口県が提供する環境教育の場
- 3 環境教育推進のための関係諸機関の連絡先
- 4 主な環境関係法令
- 5 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本方針

参考資料 1

学習指導要領における「環境に関する教育」に関わる主な内容

■ 小学校 ※ 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編付録 6「環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」から抜粋

総則	<p>○道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p> <p>○豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことをめざすに当たっては、学校教育全体並びに各教科等の指導を通して、どのような資質・能力の育成をめざすのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。</p>
社会科	<p>【第 4 学年】</p> <p>○廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。</p> <p>○処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>○県内の特色ある地域では、人々が協力し、特色あるまちづくりや観光などの産業の発展に努めていることを理解すること。</p> <p>○地図帳や各種の資料で調べ、白地図などにまとめること。</p> <p>○特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、人々の協力関係などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。</p> <p>【第 5 学年】</p> <p>○我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。</p> <p>○地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。</p> <p>○森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力により国土の保全など重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>○関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解すること。</p>
理科	<p>【第 3 学年】</p> <p>○次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。また、周辺的环境と関わって生きていること。 <p>○身の回りの生物の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、身の回りの生物と環境との関わり、昆虫や植物の成長のきまりや体のつくりについての問題を見だし、表現すること。</p> <p>【第 6 学年】</p> <p>○次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。 ・生物の間には、食う食われるという関係があること。 ・人は、環境と関わり、工夫して生活していること。 <p>○生物と環境について追究する中で、生物と環境との関わりについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>○生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。</p>
生活科	<p>【第 1・2 学年】</p> <p>○身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けることができ、自然の様子や四季の変化、季節によって生活の様子が変わることなどに気付くとともに、それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする。</p> <p>○身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を通して、遊びや遊びに使う物を工夫してつくることができ、その面白さや自然の不思議さに気付くとともに、みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする。</p>
家庭科	<p>【第 5・6 学年】</p> <p>○自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。</p> <p>○環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。</p>
体育科	<p>【第 3・4 学年】</p> <p>○健康な生活について理解すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因が関わっていること。 ・毎日を健康に過ごすには、明るさの調節、換気などの生活環境を整えることなどが必要があること。
特別の教科 道徳	<p>【第 1・2 学年】</p> <p>○身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。</p> <p>【第 3・4 学年】</p> <p>○自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。</p> <p>【第 5・6 学年】</p> <p>○自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。</p> <p>※児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるように努めること。</p>
総合的な学習の時間	<p>○目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。</p>

■ 中学校

※ 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編付録 6 「環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」から抜粋

総則	<p>○道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p> <p>○豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことをめざすに当たっては、学校教育全体並びに各教科等の指導を通して、どのような資質・能力の育成をめざすのかを明確にししながら、教育活動の充実を図るものとする。</p>
社会科	<p>【地理的分野】</p> <p>○人々の生活は、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件から影響を受けたり、その場所の自然及び社会的条件に影響を与えたりすることを理解すること。</p> <p>○世界各地における人々の生活やその変容を基に、世界の人々の生活や環境の多様性を理解すること。その際、世界の主な宗教の分布についても理解すること。</p> <p>○世界各地における人々の生活の特色やその変容の理由を、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件などに着目して多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>○観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。</p> <p>○地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的技能を身に付けること。</p> <p>○地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>○次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>①自然環境 ②人口 ③資源・エネルギーと産業 ④交通・通信</p> <p>○日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。</p> <p>○次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>①自然環境を中核とした考察の仕方</p> <p>○地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。</p> <p>○地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。</p> <p>○地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>【歴史的分野】</p> <p>○高度経済成長、国際社会との関わり、冷戦の終結などを基に、我が国の経済や科学技術の発展によって国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解すること。</p> <p>※地球環境問題への対応などを取り扱い、これまでの学習と関わらせて考察、構想させるようにすること。</p> <p>【公民的分野】</p> <p>○社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。</p> <p>○世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土（領海、領空を含む。）、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。</p> <p>※国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れること。</p> <p>○地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。</p>
理科	<p>【第1分野】</p> <p>○様々なエネルギーとその変換に関する観察、実験などを通して、日常生活や社会では様々なエネルギーの変換を利用していることを見いだして理解すること。また、人間は、水力、火力、原子力、太陽光などからエネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギー資源の有効な利用が大切であることを認識すること。</p> <p>○物質に関する観察、実験などを通して、日常生活や社会では、様々な物質が幅広く利用されていることを理解するとともに、物質の有効な利用が大切であることを認識すること。</p> <p>○自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくるのが重要であることを認識すること。</p> <p>○日常生活や社会で使われているエネルギーや物質について、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するとともに、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。</p> <p>【第2分野】</p> <p>○微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けて理解するとともに、自然界では、これらの生物が付き合いを保って生活していることを見いだして理解すること。</p> <p>○身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界の付き合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。</p>

理科	<p>○地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。</p> <p>○自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。</p> <p>○身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。</p> <p>※生物や大気、水などの自然環境を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また、気候変動や外来生物にも触れること。</p> <p>※生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。</p>
技術・家庭科	<p>【技術分野】</p> <p>○生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>※技術が生活の向上や産業の継承と発展、資源やエネルギーの有効利用、自然環境の保全等に貢献していることについても扱うものとする。</p> <p>○安全・適切な栽培又は飼育、検査等ができること。</p> <p>○問題を見いだして課題を設定し、育成環境の調節方法を構想して育成計画を立てるとともに、栽培又は飼育の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。</p> <p>※地域固有の生態系に影響を及ぼすことのないように留意すること。</p> <p>【家庭分野】</p> <p>○製作するものに適した材料や縫い方について理解し、用具を安全に取り扱い、製作が適切にできること。※衣服等の再利用の方法についても触れること。</p> <p>○資源や環境に配慮し、生活を豊かにするために布を用いた物の製作計画を考え、製作を工夫すること。</p> <p>○消費者の基本的な権利と責任、自分や家庭の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。</p> <p>○身近な消費生活について、自立した消費者としての責任のある消費行動を考え、工夫すること。</p> <p>○自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。</p>
保健体育科	<p>○健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。また、疾病は、主体の要因と環境の要因が関わり合って発生すること。 ・健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。 <p>○健康と環境について理解を深めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること。身体の適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあること。また、快適で能率のよい生活を送るための温度、湿度や明るさには一定の範囲があること。 ・人間の生活によって生じた廃棄物は、環境の保全に十分配慮し、環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。 <p>○健康と環境に関する情報から課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。</p>
特別の教科 道徳	<p>○自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。</p> <p>○例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるように努めること。</p>
総合的な学習 の時間	<p>○目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。</p>

■ 高等学校

※ 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）の総則、各学科に共通する各教科及び総合的な探究の時間における環境に関する教育に関わる主な内容を抜粋

総則	<p>○道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p> <p>○豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことをめざすに当たっては、学校教育全体並びに各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成をめざすのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。</p>
地理歴史科	<p>【地理総合】</p> <p>○世界各地で見られる地球環境問題、資源・エネルギー問題、人口・食料問題及び居住・都市問題などを基に、地球的課題の各地で共通する傾向性や課題相互の関連性などについて大観し理解すること。</p> <p>○世界各地で見られる地球環境問題、資源・エネルギー問題、人口・食料問題及び居住・都市問題などを基に、地球的課題の解決には持続可能な社会の実現を目指した各国の取組や国際協力が必要であることなどについて理解すること。</p> <p>○世界各地で見られる地球環境問題、資源・エネルギー問題、人口・食料問題及び居住・都市問題などの地球的課題について、地域の結び付きや持続可能な社会づくりなどに着目して、主題を設定し、現状や要因、解決の方向性などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>○我が国をはじめ世界で見られる自然災害や生徒の生活圏で見られる自然災害を基に、地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応との関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解すること。</p> <p>○様々な自然災害に対応したハザードマップや新旧地形図をはじめとする各種の地理情報について、その情報を収集し、読み取り、まとめる地理的技能を身に付けること。</p> <p>○地域性を踏まえた防災について、自然及び社会的条件との関わり、地域の共通点や差異、持続可能な地域づくりなどに着目して、主題を設定し、自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>【地理探究】</p> <p>○地形、気候、生態系などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、地球環境問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。</p> <p>○地形、気候、生態系などに関わる諸事象について、場所の特徴や自然及び社会的条件との関わりなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>○資源・エネルギーや農業、工業などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、資源・エネルギー、食料問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。</p> <p>○資源・エネルギーや農業、工業などに関わる諸事象について、場所の特徴や場所の結び付きなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>○人口、都市・村落などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、人口、居住・都市問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。</p> <p>○人口、都市・村落などに関わる諸事象について、場所の特徴や場所の結び付きなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>【歴史総合】</p> <p>○自由・制限、平等・格差、開発・保全、統合・分化、対立・協調などの観点から主題を設定し、諸資料を活用して、追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>○冷戦と国際関係、人と資本の移動、高度情報通信、食料と人口、資源・エネルギーと地球環境、感染症、多様な人々の共存などに関する資料を活用し、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>○アジアの諸地域の経済発展の背景、経済の自由化や技術革新の影響、資源・エネルギーと地球環境問題が世界経済に及ぼした影響などに着目して、主題を設定し、日本とその他の国や地域の動向を比較したり、相互に関連付けたりするなどして、市場経済のグローバル化の特徴と日本の役割などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>【世界史探究】</p> <p>○人類の誕生と地球規模での拡散・移動を基に、人類の歴史と地球環境との関わりを理解すること。</p> <p>○原子力の利用や宇宙探査などの科学技術、医療技術・バイオテクノロジーと生命倫理、人工知能と労働の在り方の変容、情報通信技術の発達と知識の普及などを基に、知識基盤社会の展開と課題を理解すること。</p> <p>○科学技術の高度化と知識基盤社会に関わる諸事象の歴史的背景や原因、結果や影響、事象相互の関連などに着目し、主題を設定し、諸資料を比較したり関連付けたりして読み解き、現代の科学技術や文化の歴史的な特色、第二次世界大戦後の科学技術の高度化と政治・経済・社会の変化との関連性などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>
公民科	<p>【公共】</p> <p>○現代の諸課題について自らも他者も共に納得できる解決方法を見いだすことに向け、(ア)に示す考え方を活用することを通して、行為者自身の人間としての在り方生き方について探求することが、よりよく生きていく上で重要であることについて理解すること。</p>

<p>公民科</p>	<p>○政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土（領海、領空を含む。）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること。</p> <p>○地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成へ主体的に参画し、共に生きる社会を築くという観点から課題を見いだし、その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述すること。</p> <p>【倫理】</p> <p>○生命、自然、科学技術などと人間との関わりについて倫理的課題を見いだし、その解決に向けて倫理に関する概念や理論などを手掛かりとして多面的・多角的に考察し、公正に判断して構想し、自分の考えを説明、論述すること。</p> <p>【政治・経済】</p> <p>○市場経済の機能と限界、持続可能な財政及び租税の在り方、金融を通じた経済活動の活性化について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>○少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、地域社会の自立と政府、多様な働き方・生き方を可能にする社会、産業構造の変化と起業、歳入・歳出両面での財政健全化、食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造の実現、防災と安全・安心な社会の実現などについて、取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察、構想し、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述すること。</p> <p>○グローバル化に伴う人々の生活や社会の変容、地球環境と資源・エネルギー問題、国際経済格差の是正と国際協力、イノベーションと成長市場、人種・民族問題や地域紛争の解決に向けた国際社会の取組、持続可能な国際社会づくりなどについて、取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察、構想し、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述すること。</p>
<p>理科</p>	<p>【科学と人間生活】</p> <p>○熱に関する観察、実験などを行い、熱の性質、エネルギーの変換と保存及び有効利用について、日常生活と関連付けて理解すること。</p> <p>○自然景観と自然災害に関する観察、実験などを行い、身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、人間生活と関連付けて理解すること。</p> <p>○光や熱の科学、物質の科学、生命の科学、宇宙や地球の科学について、問題を見いだし見通しをもって観察、実験などを行い、人間生活と関連付けて、科学的に考察し表現すること。</p> <p>【物理基礎】</p> <p>○人類が利用可能な水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性や利用などについて、物理的な観点から理解すること。</p> <p>○様々な物理現象とエネルギーの利用について、観察、実験などを通して探究し、波、熱、電気、エネルギーとその利用における規則性や関係性を見いだし表現すること。</p> <p>【生物基礎】</p> <p>○生態系と生物の多様性に関する観察、実験などを行い、生態系における生物の種多様性を見いだし理解すること。また、生物の種多様性と生物間の関係性とを関連付けて理解すること。</p> <p>○生態系のバランスに関する資料に基づいて、生態系のバランスと人為的攪乱を関連付けて理解すること。また、生態系の保全の重要性を認識すること。</p> <p>○生物の多様性と生態系について、観察、実験などを通して探究し、生態系における、生物の多様性及び生物と環境との関係性を見いだし表現すること。</p> <p>【生物】</p> <p>○生態系の物質生産と物質循環に関する資料に基づいて、生態系における物質生産及びエネルギーの移動と生態系での物質循環とを関連付けて理解すること。</p> <p>○生態系と人間生活に関する資料に基づいて、人間生活が生態系に及ぼす影響を見いだし理解すること。</p> <p>○生態と環境について、観察、実験などを通して探究し、生態系における、生物間の関係性及び生物と環境との関係性を見いだし表現すること。</p> <p>【地学基礎】</p> <p>○気圧や気温の鉛直方向の変化などについての資料に基づいて、大気の構造の特徴を見いだし理解するとともに、太陽放射の受熱量と地球放射の放熱量がつり合っていることを理解すること。</p> <p>○大気と海水の運動に関する資料に基づいて、大気と海洋の大循環について理解するとともに、緯度により太陽放射の受熱量が異なることなどから、地球規模で熱が輸送されていることを見いだし理解すること。</p> <p>○地球のすがたについて、観察、実験などを通して探究し、惑星としての地球、活動する地球、大気と海洋について、規則性や関係性を見いだし表現すること。</p> <p>○地球規模の自然環境に関する資料に基づいて、地球環境の変化を見いだしその仕組みを理解するとともに、それらの現象と人間生活との関わりについて認識すること。</p> <p>○日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること。</p> <p>【地学】</p> <p>○大気の組成、太陽放射と地球放射の性質を理解するとともに、大気に関する観測資料などに基づいて、各圏の特徴と地球全体の熱収支など大気の構造を理解すること。</p> <p>○大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。</p> <p>○海水の組成を理解するとともに、海洋に関する観測資料などに基づいて、水温と塩分の分布との関係など海洋の構造を理解すること。</p> <p>○海水の運動と循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。</p> <p>○地球の大気と海洋について、観察、実験などを通して探究し、地球の大気と海洋の構造や運動の規則性や関係性を見いだし表現すること。</p>

	<p>○国民の健康課題や健康の考え方は、国民の健康水準の向上や疾病構造の変化に伴って変わってきていること。また、健康は、様々な要因の影響を受けながら、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。健康の保持増進には、ヘルスプロモーションの考え方を踏まえた個人の適切な意思決定や行動選択及び環境づくりが関わること。</p> <p>・健康の保持増進と生活習慣病などの予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活の実践や疾病の早期発見、及び社会的な対策が必要であること。</p> <p>・精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。</p> <p>○健康を支える環境づくりについて理解を深めること。</p> <p>・人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすことがあること。それらを防ぐには、汚染の防止及び改善の対策をとる必要があること。また、環境衛生活動は、学校や地域の環境を健康に適したものとすよう基準が設定され、それに基づき行われていること。</p>
家庭科	<p>【家庭基礎】</p> <p>○ライフステージに応じた栄養の特徴や食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解し、自己や家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。</p> <p>○食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。</p> <p>○被服の機能性や快適性について考察し、安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。</p> <p>○ライフステージに応じた住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解し、適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。</p> <p>○住居の機能性や快適性、住居と地域社会との関わりについて考察し、防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。</p> <p>○消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解するとともに、生活情報を適切に収集・整理できること。</p> <p>○自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること。</p> <p>○生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解すること。</p> <p>○持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。</p> <p>【家庭総合】</p> <p>○食生活を取り巻く課題、食の安全と衛生、日本と世界の食文化など、食と人との関わりについて理解すること。</p> <p>○ライフステージの特徴や課題に着目し、栄養の特徴、食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解するとともに、自己と家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。</p> <p>○主体的に食生活を営むことができるよう健康及び環境に配慮した自己と家族の食事、日本の食文化の継承・創造について考察し、工夫すること。</p> <p>○衣生活を取り巻く課題、日本と世界の衣文化など、被服と人との関わりについて理解を深めること。</p> <p>○ライフステージの特徴や課題に着目し、身体特性と被服の機能及び着装について理解するとともに、健康と安全、環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理ができること。</p> <p>○住生活を取り巻く課題、日本と世界の住文化など、住まいと人との関わりについて理解を深めること。</p> <p>○ライフステージの特徴や課題に着目し、住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し、住生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。</p> <p>○家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画について理解し、快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・整理できること。</p> <p>○主体的に住生活を営むことができるようライフステージと住環境に応じた住居の計画、防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり、日本の住文化の継承・創造について考察し、工夫すること。</p> <p>○消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性について理解を深めるとともに、生活情報の収集・整理が適切にできること。</p> <p>○自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫すること。</p> <p>○生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深めること。</p> <p>○持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること。</p>
総合的な探究の時間	<p>○目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。</p>

●環境学習推進センター

【概要】

県民、NPO、民間団体、事業者、行政等との連携・協働のもと、多様な環境情報の提供、人材の育成・派遣・交流、学習プログラム等の教材の作成・提供など総合的な支援による全県的な環境学習を推進しています。また、県内の環境学習関連施設等と連携し、魅力ある体験型環境学習講座を開催しています。

【問い合わせ先】

(公財)山口県ひとつづくり財団
 山口市秋穂二島 1062
 セミナーパーク内
 TEL: (083)-987-1110
 FAX: (083)-987-1720

●やまぐち自然環境学習推進事業・きらら浜自然観察公園管理運営事業

【概要】

秋吉台エコ・ミュージアム、つものしま自然館、きらら浜自然観察公園において自然環境に関する学習や自然観察指導員の派遣、緑の少年隊の育成指導などを行います。

【問い合わせ先】

環境生活部自然保護課
 TEL (083)-933-3060
 FAX (083)-933-3069

●青少年自然体験活動推進事業

【概要】

本県が、全国に先駆けて独自に取り入れたOBS手法を活用し、自然体験とカウンセリングを組み合わせた野外活動を総合的に展開しています。

【問い合わせ先】

社会教育・文化財課
 TEL (083)-933-4650
 FAX (083)-933-4669

●博物館学校地域連携教育支援事業

【概要】

星を見る会、地質めぐり、昆虫教室、植物教室等の体験的な学習等を通して、自然科学への興味を抱かせる取組を行っています。

【問い合わせ先】

社会教育・文化財課
 TEL (083)-933-4650
 FAX (083)-933-4669

●砂防出前授業の提供

【概要】

土砂災害の危険性や土砂災害への備えの大切さについて理解と関心を深めてもらうことを目的に、小学校の児童を対象に出前授業を行っています。

【対象学年・実施規模等】

小学生

【問い合わせ先】

土木建築部砂防課
 TEL (083)-933-3754
 FAX (083)-933-3769

●農地・農業用施設等を活用した青空教室

【概要】

小中学生を対象に、農作業の実践や土地改良施設の見学会を通じて、農業や水の大切さ、施設の役割、歴史、これらを支える人々など農業・農村全般について理解促進を図るための取組を行っています。

【対象学年・実施規模等】

小学生・中学生

【問い合わせ先】

農林水産部農村整備課
 TEL (083)-933-3423
 FAX (083)-933-3429

●森林体験学習

【概要】

水を守る森林大切さの理解促進を図るため、森林づくりの体験活動等を実施しています。

【対象学年・実施規模等】

小学生・中学生

【問い合わせ先】

農林水産部森林企画課
 TEL (083)-933-3460
 FAX (083)-933-3479

●「河川情報誌」の提供

【概要】

県が管理する河川についての情報を提供するため、情報誌を作成しています。県庁の刊行物センターで発売されているものや、無料で提供できるものもあります。

【問い合わせ先】

土木建築部河川課
 TEL (083)-933-3776
 FAX (083)-933-3789

●**県民参加の森林づくり推進事業**

【概要】

森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性と、これを支える「やまぐち森林づくり県民税」関連事業の重要性を広く県民に周知啓発しています。

【問い合わせ先】

農林水産部森林企画課
TEL (083)-933-3460
FAX (083)-933-3479

●**地域森林づくり活動強化対策事業**

【概要】

地域森林活動の強化に向け、森林ボランティア団体の人材育成や森林環境教育等の取組支援を実施しています。

【問い合わせ先】

農林水産部森林企画課
TEL (083)-933-3460
FAX (083)-933-3479

●**やまぐち「もったいないのころ」広めたい事業**

【概要】

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の3Rや食品ロス等、小学生・中学生を対象とした環境学習や啓発イベントを実施しています。

【問い合わせ先】

環境生活部廃棄物・リサイクル対策課
TEL (083)-933-2992
FAX (083)-933-2999

●**海岸漂着物等地域対策推進事業**

【概要】

海洋ごみの削減に向けて、地域連携により、漂着物調査などの環境学習や海岸清掃等を実施しています。

【問い合わせ先】

環境生活部廃棄物・リサイクル対策課
TEL (083)-933-2992
FAX (083)-933-2999

参考資料 3**環境教育推進のための関係諸機関の連絡先**

- 文部科学省
〒100-8959 東京都千代田区霞が関
3丁目2番2号
<https://www.mext.go.jp/>
- 農林水産省
〒100-8950 東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
<https://www.maff.go.jp/>
- 経済産業省
〒100-8901 東京都千代田区霞が関
1丁目3番1号
<https://www.meti.go.jp/>
- 国土交通省
〒100-8918 東京都千代田区霞が関
2丁目1番3号中央合同庁舎3号館
〒100-8918 東京都千代田区霞が関
2丁目1番2号中央合同庁舎2号館（分館）
<https://www.mlit.go.jp/>
- 環境省
〒100-8975 東京都千代田区霞が関
1丁目2番2号中央合同庁舎5号館
<https://www.env.go.jp/>
- 国立教育政策研究所教育課程研究センター
〒100-8951 東京都千代田区霞が関
3丁目2番2号
<https://www.nier.go.jp/>
- 独立行政法人教職員支援機構
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地
<https://www.nits.go.jp/>

参考資料 4**主な環境関係法令****【環境一般】**

- 環境基本法
- 環境基本計画
- 環境影響評価法
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）

【地球環境】

- 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 気候変動適応法
- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

【公害防止】

- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 土壌汚染対策法

【化学物質】

- ダイオキシン類対策特別措置法
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

【自然保護】

- 自然環境保全法
- 自然公園法
- 自然再生推進法
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

【生物多様性】

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

【廃棄物・リサイクル】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 循環型社会形成推進基本法
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）

【その他】

- 食品ロスの削減の推進に関する法律

【条約】

- ワシントン条約
- ウィーン条約
- 気候変動枠組条約（「パリ協定」）
- 生物多様性条約
- 砂漠化対処条約

※ 下線は、編集の際に加えたものです。

2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

（前略）政府及び地方公共団体は、地域社会と連携し、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組が体系的かつ継続的に実施されるよう2（2）に掲げるような個別の措置を講ずることが求められます。

また、こうした措置により地域社会では、積極的に環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基盤を活用し、体系的かつ継続的に取り組むことが期待されます。

（2）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策

① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

ア 学校における環境教育

学校においては、教育活動の全体を通じて、児童生徒等の発達の段階に応じた環境教育を行うこと、各教科間の関連に配慮しながら進めることが必要です。また、この際、異なる学年や小学校、中学校、高等学校等との連携、地域の住民や民間団体、事業者等との連携に配慮しながら進めることが大切です。

2008年（平成18年）に改正された「教育基本法（平成18年法律第120号）」においては、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されました。また、幼小中高の学習指導要領等においては、社会科、理科、技術・家庭科のみならず他教科等においても環境に関する内容を充実しています。また、環境に関する教科横断的・総合的な学習は、多くの学校で総合的な学習の時間において実践されています。

今後、小学校、中学校、高等学校等それぞれの発達の段階に応じて、児童生徒等が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、青少年教育施設、地域の自然や文化等地域社会に存在する資源、様々な社会経済活動、ビオトープや学校林等学校が有する施設等を活用し、生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。

また、関係府省は、国有林、国立公園、国営公園や河川等の公的な場や、国や地方公共団体等が設置、運営している施設を、体験活動の場として活用できるよう適切に対応します。

児童生徒が、環境問題やこれに関係する資源やエネルギーの問題についての正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようにすることは重要です。このため、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の普及を図るなど学校における教育活動全体を通じた環境教育の更なる充実を図ります。

ユネスコの理想を実現するため平和や国際的な連携を実践する学校としてユネスコが認定するユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付け、ユネスコスクールの学校間ネットワークを活用した交流・優良事例の共有や、多様なステークホルダーとの連携によるESDの実践等を通じて、教育手法の変革、さらには教員・児童生徒の変容につながる取組を推進します。

さらに、児童生徒等の学習・生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を充実することも重要です。このため、既存の学校施設の改修の際に環境を考慮した改修を行うこと、地域在来の植物に配慮した緑化やビオトープづくり等を通じて学校の屋外教育環境を整備充実させることにより、その整備された学校施設を教材として活用した環境教育を進めていきます。

また、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、地域の木材の活用等を支援し、児童生徒等が環境保全のための技術やその実際の運用を体験することで、環境負荷の低減の取組についての理解を深めます。これらの取組において、学校周辺の住民が参加することを通じて、児童生徒等と住民の双方に学習効果を与えることも期待されます。

大学や大学院などの高等教育機関においても、環境を題材とした講義や研究課程等が多く設けられています。また、高等教育機関や企業、NPO法人等が連携して、大学生等に対する環境教育に資するインターンシップ等の充実に取り組むことも重要です。これらを踏まえ、大学や大学院が自発的に教育研究の更なる改善を図る過程で、多様な主体との連携が進むよう、必要な情報提供に取り組みます。

学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、ESDの視点から、地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求められます。

このため、教職員の環境教育に対する俯瞰的な理解やカリキュラム・マネジメント等の実践力の向上など学校全体の取組（ホール・スクール・アプローチ）の向上に資する研修を実施し、展開していきます。

また、教職員の環境教育の指導力を向上させるためには、研修や講習等に参加することが重要であり、そうした参加が促進されるよう、各学校において環境の醸成や仕組みづくりが進められることを期待します。

一方、熱心な教職員は、自主的な研究会等で他の学校での先進事例を学び、地域の環境保全活動に参加するなど、自ら環境教育に関する研鑽を積んでいます。こうした教職員の自主的な取組を促進するための措置を講じるとともに、こうした一部の熱心な教職員のみならず、学校における環境教育が組織として進められるよう、教職員への研修等が適正に行える環境の整備を進めます。

さらに、学習指導要領の解説や環境教育について解説した資料の活用、環境教育の実践例等を紹介した指導資料の作成、地方公共団体が作成した環境教育指導資料に関する情報の提供等を通じて、教職員の指導力の向上を図るための施策を推進します。